

和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会（第5回） 議事録

- 1 日時：令和元年6月26日（水）13：30～14：45
- 2 場所：農林水産省三番町共用会議所
- 3 出席者 委員：穴田委員、小谷委員、島田委員、林委員、宮島委員
農林水産省：枝元生産局長、富田畜産部長、伏見畜産振興課長、三上室長、
大竹課長補佐、冨澤食肉需給対策室長、高井食品表示調整担当室長
- 4 概要

【開会】

（伏見課長）それでは、定刻となりましたので、只今から第5回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、開会に先立ちまして、枝元生産局長から一言お願いいたします。

【枝元局長から冒頭挨拶】

（枝元局長）第5回和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、本検討会にご出席いただき、ありがとうございます。本検討会は、これまで4回開催してきており、活発で幅広いご意見をいただいてまいりました。本日は、前回の論点整理を踏まえて中間的なとりまとめを整理いただければと考えております。本日も活発なご議論に向け、よろしくお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

【伏見課長から配布資料の確認】

（伏見課長）ありがとうございました。それではここで、報道関係のカメラの方々のご退室、よろしくお願いします。

【カメラ退室】

（伏見課長）それでは、本日配布しております資料を確認させていただきます。お手元に用意しました配布資料一覧のとおり、資料1と資料2、資料3とございますが、不足がある場合は、事務局までお申しつけ下さい。よろしいでしょうか。それでは、以降の運営につきまして、島田座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（島田座長）本日は、本検討会の第5回目であり「中間とりまとめ（案）」についてご議論いただきます。委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。前回（6月18日）の検討会では、「第1回から第3回の検討会で提起されました課題・論点」について議論いただきました。

今回は、委員の皆様方からいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局に、和牛遺伝資源の流通管理に関する検討会の「中間とりまとめ（案）」を整理していただきました。まずは、その案につきまして事務局からご説明いただき、その後、各委員からご感想・ご意見等をいただいた上でまとめなければいけないと思っております。

それでは、事務局からこれまでの論点についてご説明をお願いします。

【伏見課長から資料2について説明】

【大竹補佐から資料1について読み上げ】

（島田座長）ありがとうございました。それでは、今の説明を受けまして、ご意見等いただきたいと思います。まず、「はじめに」（1頁）の内容につきまして、ご意見のある委員は、挙手願います。

（林委員）これまでの議論が大変的確に整理されておりまして、感謝申し上げます。冒頭のところですが、「和牛は戦後の復興期から」と書かれておりまして、その通りかと思いますが、第1回目の検討会の議事録を拝見すると、大正9年に鳥取県から登録制度というものをスタートしており、和牛の歴史を考えると、100年前から既に国内の遺伝資源を活用しながら登録を行いつつ、和牛の改良を進めていこうという動きが各県単位で始まり、この選択登録制度というものが改良において非常に大きな意味を持っていると穴田委員から教えていただきました。戦後の復興期だけでなく、もっと以前からということを行わなくて良いのかと思いましたがいかがでしょうか。

（島田座長）穴田委員、いかがでしょうか。

（穴田委員）言われました通り、和牛の歴史を話すのであれば明治・大正時代からということになります。肉専用種としての歩みについては戦後の食肉たんぱく源としての需要が増進し、農業においても機械化が進んでいく中で、和牛に求められる形質が変わっていきました。その後の食糧の生産・流通のグローバル化という意味では現文の通りで良いのかもかもしれませんが、林委員が言われたように、できれば役肉用牛の時代である大正時代からの流れを少し触れていただけるとありがたいと思います。

（島田座長）どうもありがとうございました。この点につきましては私も同感でございまして、調べたところ明治33年の1900年に、広島県七塚原に農商務省の種牛牧場というものが開設され、その時から国としての品種改良等がスタートしています。その牧場は農商務省の畜産試験場の中国支場などといった変遷を経ながら、例えば今でも和牛登録協会で使われる、個体識別方法としての「鼻紋」の研究や、江戸時代から続くと言われる「つる牛」という系統の研究などが論文としても発表されており、戦前から肉用牛としての研究という面でも取り組みがなされております。先ほど林委員、穴田委員からご発言がありましたように、大正時代からの取り組みもあり、1ページ目の「和牛は家畜登録機関による登録制度に基づき国内で閉鎖的かつ選択的に長い年月をかけて蓄積されてきた」という文面もありますので、どこまで遡るのかというのは後ほど検討させていただきたいと思いますが、可能な限りで適切なところまで遡って整理したいと思います。

それでは先に進めさせていただきたいと思います。「1 精液や受精卵の流通管理の徹底について」（2頁）の「（1）既存制度の周知徹底」について、ご意見等ありましたらお願いいたします。

特にないようであれば、「（2）流通管理に関する帳簿等への記録・保管」（2頁・下段）について、いかがでしょうか。

（林委員）ここに書かれている「トレーサビリティの仕組みづくり」の内容については非常に重要だと考えております。これまでの主な意見の第1回でも挙げられている通り、家畜人工授精師の資格者については非常に厳しく取り締まっており、規定もあり注意喚起もされているところですが、農家段階における在庫の把握についても、やはり農家で利用される以上はきっちりとさせていただくことが重要であると思います。そこまでの明記はありませんが、そのような意味合いも含めた趣旨かと思いますので重要なものと思います。

（島田座長）どうもありがとうございます。種雄牛も流行りがありまして、例えば農家はある程度まとまって準備した凍結精液でも、市場価値がどんどん変わるので、新しい種雄牛を使いたいと思うと、タンクにも容量の限界があるため、もう使わない精液は廃棄するというところにも繋がります。そのような実態を踏まえれば、農家段階での在庫管理も重要になるかと思いますので、考慮していただければと思います。

その他にございますでしょうか。

（穴田委員）このように整理していただいたことにより、改めて問題点や盲点だった部分が表面化されたと感じているところです。その中で、（2）の部分において、流通管理に関する部分については非常に明確に家畜改良増殖法の中でも明記されており、これを周知徹底していく、あるいはそれを義務化することを検討していくべきという形で表現していただいておりますが、一方でこの文中に「利用」という言葉があります。家畜人工授精師による「家畜人工授精簿」の記入は現在も義務付けられておりますが、凍結精液を「利用」した結果としての「授精証明書」の発行は、家畜改良増殖法の中では、農家の求めに応じて発行するといった書きぶりになっております。流通管理に係わる「譲受・譲渡」に関しては義務化が検討され、譲受する側も譲渡する側もお互いにチェックできる好ましい形になっていくものと感じますが、「利用」に関しても授精する側と授精を受ける側と互いにチェックできるような体制が望ましいということを考えますと、できればこの「利用」に関するところについても、追記していただければということ、意見として提案させていただきたいと思っております。

（島田委員）ありがとうございます。宮島委員からも、何かございませんでしょうか。

（宮島委員）私どもが議論した内容を、非常に丁寧にまとめていただいた内容かと思っております。今、林委員、穴田委員から発言がありました通り、これまで「生産」「流通」という内容を中心に行われておりましたが、今回はこの「利用」のところまで書き込んでいただいております。これはトレーサビリティを念頭においているということが明らかになってきたものと思われ、高く評価したいと思います。そのためには、一行目のあとに「家畜人工授精に係る関係者が一体となって」といった内容を入れていただけると、先ほどご意見ありましたように、生産者も含めてという意味合いがはっきりするのではないかと思います。

それから、「家畜人工授精用精液証明書」や「体内（体外）受精卵証明書」の「譲渡・経由の確認」の欄への記入等については、現在も行っているところですが、今後義務化することを検討するというので、そういった取り組みは私どももしっかりと対応していきたいと思っておりますが、実際の現場

においては一枚一枚の記入というのはかなりの業務量となっております。こういった中で、「(6) その他」(4頁)の中で記入いただいておりますが、「過度な負担とならない」という点について、配慮していただいて、義務化というものを検討いただければと思います。

(島田座長) ありがとうございます。その他にもご意見ありましたらよろしく願いいたします。

(林委員) 「(5) 地域による管理体制の構築」(3頁・下段)について、最後に「各地域における流通管理の仕組みの構築に当たっては、国が適切な管理のための方針を示す」ということで、ガイドライン等、様々なものがあるかと思いますが、そういった方針を示していく上で国が主導的に推進していただくという点と、その後の「併せて、精液・受精卵の在庫状況等を把握する体制の整備についても、全国的な観点から国が主導して検討すべきである」という点は実務としても非常に重要だと思っています。在庫状況等を把握する体制というのは宮崎県における管理システムなどの構築、今はハード面だけでなくソフトウェアの面で管理するということがトレンドになっているようですが、そういったデータシステムを構築する上でも、今後国が主導的な立場で進めていただくことが重要ではないかと思っています。予算もかかることかと思いますが、県ごとにバラバラにならないで一元的なデータ処理ができるという意味でも国の主導性が必要だと思います。これができるのと、流通管理における記録義務等が煩瑣なものにならない、という点にも繋がると思いますので、なるべくペーパーレスで検索等簡易にできるような形で、省力化できるような形で進めていければと思いますので、国には是非その点をよろしくお願いしたいと思います。

(島田座長) ありがとうございます。凍結精液の全国的な広域流通を考えると、全国レベルでの統一的なシステムというものが中長期的には必要になってくると思いますので、ご検討お願いしたいと思います。その他にありましたらお願いします。

(林委員) 「(6) その他」(4頁・下段)において、「違反に対する罰則を強化する」とありますが、昨日、大阪地裁で昨年の中国への受精卵持ち出しの事件について家畜伝染病予防法違反に係る判決が出たようでございますが、中国の実業家から報酬 30 万円で受精卵の持ち出しを依頼された被告人が懲役 2 年、執行猶予 3 年ということでした。これは家畜伝染病予防法違反の要件に該当する事案であったため立件できたものの、氷山の一角としてたまたま中国の税関が送り返してくれたからわかった事例であり、前回も申し上げた通り、現行の家畜改良増殖法ではせいぜい罰金 100 万円程度までですので、この点での家畜改良増殖法における記録や保管義務違反などについても罰則の強化が必要ではないかと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

(島田座長) どうもありがとうございます。その他にございますでしょうか。

(宮島委員) 「(6) その他」(4頁)の中で、「家畜人工授精師の確保・向上」の内容について、「そのような機会の確保に努める」とありますが、協会に所属する家畜人工授精師だけでなく多くの方がおられる中で、ソフト面を含めた支援をいただければと思います。

(島田座長) つづきまして、「2 和牛遺伝資源における知的財産的価値の保護について」(5頁か

ら6頁)につきまして、ご意見のある委員は举手願います。

(林委員) 6ページに「このため、和牛の遺伝資源を取引する際には、適切な品質管理を前提に利用許諾条件を設定した契約(利用許諾契約)を締結することにより情報財としての価値を保護する慣行を現場に普及・定着させることが効果的であると考えられる。」とあります。これは1の内容と横断的な内容になるかと思いますが、「適切な品質管理を前提に」というのは、1の(2)に記載の「流通管理に関する帳簿等への記録・保管」の内容や、(4)の「ストロー等への基本情報の表示」といった内容を、契約の中にしっかり盛り込んで、それも契約上の義務とした条件で利用権を許諾する、これが徹底されると、財産的な価値の管理と品質の管理の両方にとって役立つものと思います。この留意点として、2の(1)で書かれている通り、「国により契約のひな型を準備するなどした上で周知徹底を図る」とあり、これも大変重要であると思います。一見、契約というと難しく思われるかもしれませんが、福岡の「あまおう」について登録だけではなく、契約管理もされており、種苗家から譲渡の条件をつけて全農と契約し、全農は農協とも契約をし、現在の地位を確立してきました。和牛でも是非実現できればと思います。

(島田座長) ありがとうございました。具体的な契約の方法につきましては、今後検討していくことになろうかと思います。通常、私たちが購入するパソコンのソフトウェア等の規約はほとんど全文を読んだことはないですが、コピーしてはいけないとか、インストールできるのは1台に限るとか、あれも契約の一つと考えてよいのでしょうか。

(林委員) 誰も読まないものについて本当に合意されたのかということではありますが、法律的にはあれも立派な合意となります。ただ、農家の方にはわからないうちに同意してしまったということではなく、内容をしっかりわかっていた上で誓約していただくというあり方が望ましいと思います。

(島田座長) その他ございますか。

(穴田委員) 林委員からもご発言された周知徹底は大事な部分であり、これから非常に時間もかかる場所であろうと思っています。我々がイメージする周知徹底のタイミングややり方については、ポスター等を作成するというやり方もありますが、一番のチャンスであると思いますのは、1の(3)にあります受精卵の生産情報等の定期的な把握や都道府県が主体的に行う立入検査のタイミングの時に国のひな形が提示されていけば、周知徹底の絶好のタイミングになると思います。宮崎県は県内のシステムの中で周知徹底していますし、また、各県においては、各県のブランド維持のためにも、慣行として認められてきましたものをレベルアップさせ、その他の県においてもそういったタイミングで周知を進めていくということが望ましいと思います。一つの例で申し上げますと、徳島県では新たに家畜人工授精所を認定する際に周知徹底するタイミングをうまく活用されようとしています。国の指導のもと地域単位で周知徹底を進めていく体制がこれから必要ではないかと思っています。

(島田座長) ありがとうございました。イノベーションサイクルの図は第3回の検討会でお示しい

ただいている資料ですが、和牛の改良におけるイノベーションの例としてアニマルモデルの BLUP 法という牛の能力評価方法がございまして、1990 年代に全国和牛登録協会が評価方法を導入し、脂肪交雑が BLUP 法により評価されはじめてから遺伝的すう勢が向上して現在に至っている成果が、まさにイノベーションであると思います。品種改良の方法もステーション方式から現場後代検定へ大きな変化をもたらしていますので、「技術改良・開発」は文中の図にも書かれておりますが、イノベーションが起きた中で霜降りが豊かな牛が生産され、なおかつその方法を導入するためには、長年にわたって蓄積された血統情報を最大限に利用して和牛の個々の能力を推定されるもので、これにより農家で飼われている牛 1 頭 1 頭の遺伝的能力が把握できているのは日本の和牛だけだと思います。そういった先進的な技術を導入して現在の和牛があるという、まさにイノベーションかと思いますが、この図だけですとイノベーションの記述が唐突ですので、和牛の改良についてこのようなイノベーションがあったということ、私たちがどれだけ努力をして今の和牛があるのかという理解につながるかと思いますので、具体例として追記していただければと思います。

（穴田委員）先ほどお話しがあった内容については、言葉としては 5 ページの 2 の 2 段落目に記載していただいておりますが、イノベーションサイクルの具体的なイメージ図の中に具体的にこれらの内容を落とし込んでいただくと、よりわかりやすく和牛改良の成果が皆さんに伝わるとと思いますので、検討いただければと思います。

（島田座長）その他ございますか。

それでは次に「3 和牛遺伝資源の保護強化のための制度の検討について」（7 項・上段）につきまして、ご意見のある委員は挙手願います。

（林委員）私から知的財産的価値の保護についてご提案させていただきましたが、ここにまとめていただきましたとおり、更なる保護強化のためには契約の他に差止請求権を設けることが望ましいところではありますが、難しい部分もありますので、まずは流通管理の徹底、契約管理について現場での浸透を図りつつ、制度的な仕組みの検討を平行して進めていくことが妥当かと思います。

（島田座長）ありがとうございます。その他ございましたらお願いします。

（穴田委員）「慣行が現場に浸透する」ということは本当に重い言葉だと思います。また、立法事実の丁寧な積み上げが大事だとも記載していただいております。和牛だけがなぜそのような取扱いになるのか、という基本的な疑問点に立ち戻る機会もあるかと思いますが、これについては、「むすび」で触れられておりますとおり、関係者が広く和牛改良の歴史を伝えることも重要な役割かと思います。登録協会としても直接的ではないかもしれませんが、優良和牛遺伝子保留中央協議会、和牛遺伝資源国内活用協議会の事務局も担当させていただいておりますので、協議会とも連携をとりながら、幅広く国民の皆様の理解を得られるような形で和牛という品種の成り立ちを丁寧に紹介し、その重要性を理解していただくようにしたいと思います。また、流通管理の徹底については、現場からは面倒だなという反応があるかもしれませんが、和牛遺伝資源の知的財産的価値を保護していくためにはこういった取組も必要であると理解していただく作業も平行して進めながら、知的財産的価値の保護強化に仕向けていければと思います。

（島田座長）穴田委員からは「むすび」も含めてコメントいただきましたので、ここまでを含めましてその他ございますか。

（林委員）この検討会に参加させていただきまして、皆様から教えていただいたことがたくさんございます。和牛特有の肉質や食味の良さ等和牛の魅力は知っていたものの、それには理由があるということが初めてわかりました。霜降りが生まれた歴史やオレイン酸等の美味しさの秘密というのも、これまでの歴史と努力の中で出来たものということがわかりましたので、国民の皆様へその魅力を伝えるときも、我々の先祖の努力の結晶であるところを併せて伝えられればと思います。

（島田座長）国民全体へのアピールという面で、ジャーナリストの観点から小谷委員お願いいたします。

（小谷委員）「むすび」と「はじめに」の部分で、役肉用牛から始まり、日本の文化歴史のなかで、和牛が培われてきたことがよく理解できました。印象としての見解を申し上げますが、和牛＝国民の財産ということで、「魅力」という言葉だけでは少し弱く感じます。かけがいのない「価値」であるため守らなければならないということです。で、「魅力」だけでは守らなければならないものにならないと思います。「価値」を表す言葉を追記していただければと思います。

（島田座長）ありがとうございます。私も和牛の肉質と食味の良さは努力の結果として今があることだと思いますので、ここに至るまでの生産者や関係者の努力の積み重ね、結晶であることがわかるような表現にしていいただければと思います。

（島田座長）その他、全体を通してございますか。

（穴田委員）「役肉用牛」という表現ですが、和牛のスタートはできれば「農用牛」と記載していただければと思います。当協会の初代会長である羽部会長は和牛の用途は限定的なものではなく、日本の農業とともに和牛が歩んできたことが強く主張されていまして、一般の方には「役肉用牛」のほうがわかりやすいかとも思いますが、日本の農業とともに歩んできた和牛という思いを考えますと、「農用牛」という表現が適切かと思しますので検討いただければと思います。

（島田座長）穴田委員から紹介のありました羽部先生は、鼻紋は生涯変わらないことから今でも個体識別に使われており、その研究をなされておりました。和牛の世界ではなくてはならない権威のあるお方です。「農用牛」という表現についてもご検討いただければと思います。その他ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、本日、委員の皆様からいただきましたご意見の反映に当たりましては座長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【各委員より異議なしの声】

（島田座長）それでは、私と事務局でとりまとめたいと思います。今までと同様ですが、今回の議論の内容につきましては、議事概要という形で各委員にご確認いただいた後、公開させていただくことをご了解願います。

それでは、その他、事務局から何か連絡事項等はございますか。

（伏見課長）ありがとうございました。先ほど座長からお話がありましたとおり、本日いただきましたご意見等を踏まえまして、座長の指示の下で「中間とりまとめ」を最終的に整理させていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

（島田座長）委員の皆様方におかれましては、これまで長時間にわたり、熱心にご議論いただきまして誠にありがとうございました。それでは、これをもちまして、第5回検討会を閉会いたします。

【以上】